

課題シート「新たな協働のあり方」

【所管】区民生活部協働推進課・政策経営部企画課

課題の背景・課題とした理由

- 1 平成 14 年度以降、区は、「NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例」の制定とこれに基づくNPO支援基金・NPO支援センターの創設、協働事業提案制度の実施(平成 16~18 年度)、「すぎなみ地域大学」の創設による地域人材の育成などの施策をとおして、区と区民の協働を推進してきた。
- 2 地域では多様な主体が活動を展開するようになり、また区民の地域社会づくりへの参加意向は高まってきたが、一方で、ボランティア活動の経験がある者の割合は変化していない。
- 3 NPO支援センターは、NPO等の活動の支援やNPOや地域団体等のネットワーク化など、地域における協働を推進するための中間支援組織であるが、その拠点としての機能をより発揮していく必要がある。
- 4 NPO支援基金に対する寄付額が減少しており、今後のNPO活動の推進に支障を来すことが予測される。
- 5 「すぎなみ地域大学」では、これまで主として、講座修了後の活動の受け皿を用意して人材育成を行い、協働の担い手づくりという面で一定の成果を挙げてきたが、今後は地域の様々な課題について自ら考え行動する人材を育成することが不可欠である。
- 6 協働事業提案制度は、地域に潜在化する課題に対し、区と団体が共に解決に取り組むこと、或いは、区で行っている事業をNPO等の団体が持つノウハウを活用してより効果的に実施することを目的に創設した制度であったが、実施後の評価において、先駆性や団体の独自性等の面で高い評価を得られた提案は少なかった。また、その後に創設された民間事業化提案制度は、民間企業・NPO法人等から区の事務事業を対象に、より効率的・効果的な実施についての提案を受ける制度だったが、新たな事業実施に関する提案や単純な委託等の提案が多く、提案件数も年々減少をたどってきた。

現時点での区の考え方・方向性

区が提供する公共サービスにとどまらず、区民等との協働による多様な公共サービスの提供の可能性の拡大を目指し、以下の取組みを行う。

- 1 地域活動団体のネットワークの構築や協働に結びつく情報収集・情報提供など、これまでの「すぎなみNPO支援センター」の活動の検証を踏まえ、NPO等がさらに力を発揮できるような中間支援の充実を図る。
- 2 これからのNPO活動支援に向け、「NPO支援基金」の充実を図る。
- 3 団塊の世代の地域還流を契機とした区民の社会参加意欲に応え、地域活動に必要な知識や技能等の修得を支援する目的で設立した「すぎなみ地域大学」の役割を検証し、人材育成の充実を図る。
- 4 地域の課題を解決する公共性・公益性のある事業を提案する、或いは、区が行う事業の効率的・効果的な執行を提案する新たな「協働事業提案制度」を再構築する。

添付資料

資料7 - 1	NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例
資料7 - 2	これまでの「協働」に関連した区取組について
資料7 - 3	すぎなみ地域大学について
資料7 - 4	すぎなみ地域大学修了生活動実践集2012（冊子）
資料7 - 5	区内NPO法人認証団体数の推移
資料7 - 6	平成23年度協働に関する実態調査（協働の相手方）
資料7 - 7	ゆうゆう館協働事業（ゆうゆう館の案内チラシ）
資料7 - 8	協働等に関する区民の意識等について
資料7 - 9	NPO等支援基金寄付及び活動資金助成状況一覧

その他特記事項

すぎなみNPO支援センター、NPO支援基金、協働事業提案制度については、懇談会における意見を踏まえ、杉並区NPO等活動推進協議会において具体策の検討等を行う。

杉並区 N P O ・ ボランティア活動及び協働の推進に関する条例

平成14年3月19日

条例第7号

21世紀の杉並区の将来像「区民が創（つく）る「みどりの都市」杉並」の実現を目指し、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまちを築くことは、区民の心からの願いです。

杉並区では、環境、福祉、教育などの多くの分野で区民の自主的な活動が展開されてきました。こうした活動をさらに発展させ、区民一人ひとりがまちづくりの主人公としての自覚を持ち、それぞれの能力を生かしながら、地域社会づくりに参加していくことが、杉並区の将来像の実現のために、何よりも大切です。

特に近年は、住民が必要とするサービスを住民自らの手で提供していく活動が広がっています。こうした活動を担うのが、ボランティアであり、N P O です。

社会的サービスの提供やまちづくりに主体的にかかわる区民の活動が求められている中で、自発性、創造性、柔軟性、多様性などの特性を兼ね備えた N P O ・ ボランティア活動を推進していくことが必要です。

同時に、このような区民の活動を土台にした協働の推進が求められています。区民、N P O ・ ボランティア、事業者などの地域社会を構成する人々や区が、それぞれの役割と責任を果たしながら、対等な立場で、お互いの良いところを出し合い、共に手を携えて取り組むことで、豊かさや活力のある地域社会を築くことができます。

こうした認識から、杉並区では、「区民と行政が役割と責任を分かちあうパートナーシップ(協働)」をこれからの区政運営とまちづくりの基本としています。N P O ・ ボランティアの生き生きとした活動と豊かで多様な協働の推進を目指し、ここに条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、区民が自発的かつ継続的に行う自主的な社会貢献性のある活動を保障するとともに、区民、N P O ・ ボランティア(以下「N P O 等」という。)、事業者及び杉並区(以下「区」という。)の協働の基本理念を定め、並びにそれぞれの役割及び責務を明らかにし、区の支援策を定めることにより、N P O 等の活動並びに区民、N P O 等、事業者及び区の協働の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「N P O」とは、特定の社会的な課題に自主的に取り組むことを通じて組織化される、社会貢献性のある、一定の継続性を持った民間非営利団体をいう。

2 この条例において「ボランティア」とは、社会的な課題に対して共感し、自発的な意思と自己責任に基づき、その課題の解決に向けて行動する個人及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 区民、N P O 等、事業者及び区は、それぞれの役割及び責務を自覚し、対等な立場に立って、協働を進めなければならない。

2 区民、N P O 等、事業者及び区は、協働を進めるに当たって、必要な情報を提供し、共有するよう努めなければならない。

3 区民、N P O 等、事業者及び区は、相互に考え方や意見を交換する場を持つよう努めなければならない。

4 区民、N P O 等、事業者及び区は、それぞれの立場や特性についての理解に努めなければならない。

5 区民、N P O 等、事業者及び区は、共通の目的を探り、一致した目的に向かって協働を進めるよう努めなければならない。

6 区は、N P O 等の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

7 N P O 等は、自立して活動するよう努めるものとする。

8 区民、NPO等、事業者及び区は、協働により進めている事業や活動について、一定の時期に評価し、見直していくよう努めなければならない。

(区民の役割)

第4条 区民は、前条の基本理念に基づき、自治の担い手として、区政に参画するとともに、地域での自主的な活動が果たす役割について理解を深め、身近な地域課題に対し、自発的に力を合わせて解決していくよう努めなければならない。

(NPO等の役割)

第5条 NPO等は、第3条の基本理念に基づき、自己の責任の下に活動することにより、広く区民から理解され、支持されるとともに、必要に応じて、他のNPO等、事業者及び区と連携して活動するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条の基本理念に基づき、地域社会の一員として、区民、NPO等及び区との協働に関する理解を深め、地域との共存を図り周辺住民と協力し、地域社会に貢献するよう努めなければならない。

(区の責務)

第7条 区は、第3条の基本理念に基づき、NPO等の自主性及び自立性を尊重した上で、その活動が発展するよう側面から支援するとともに、区民、NPO等及び事業者との協働を推進するよう努めなければならない。

(区の施策)

第8条 区は、NPO等の活動及び協働の推進を図るため、次に掲げる施策を実施する。

- (1) NPO等の活動の拠点を整備すること。
 - (2) 活動場所の提供に関すること。
 - (3) 人材の育成等に関すること。
 - (4) 情報の収集及び提供に関すること。
 - (5) 資金確保への支援に関すること。
 - (6) 活動の機会の提供等に関すること。
 - (7) 広報及び啓発に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 区は、自らの行政役割を見直し、NPO等の特性を活(い)かせる業務については、NPO等に委ね、NPO等の活動の機会を拡大するよう努めなければならない。

(NPO等の活動拠点の機能等)

第9条 前条第1項第1号に規定する拠点は、次の機能を有するものとする。

- (1) NPO等の活動に関する総合的な相談に関すること。
 - (2) NPO等の活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
 - (3) 区民の要望とNPO等の活動との調整に関すること。
 - (4) NPO等、区民、事業者及び区相互の交流及び協働の推進に関すること。
 - (5) 人材の育成等に関すること。
 - (6) NPO等の活動に係る調査及び研究に関すること。
 - (7) その他NPO等の活動の支援及び推進に関すること。
- 2 区は、前条第1項第1号に規定する拠点の運営を、公共的団体に委ね、NPO等の意見が反映されるよう努めなければならない。

(基金の設置)

第10条 区は、NPOに対して、活動に必要な資金を助成し、NPOの活動を推進するため、杉並区NPO支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の積立額)

第11条 基金として積み立てる額は、前条に規定する基金の設置目的のための寄附金及び一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(基金の管理)

第12条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第13条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第14条 基金は、第10条に規定する基金の設置目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(資金の助成)

第15条 区長は、前条の規定に基づき処分された基金の額を財源として、NPOに対して、助成をすることができる。

2 区長は、資金の助成申請があった場合は、別に定める審査基準に基づき、杉並区NPO等活動推進協議会(以下「協議会」という。)の審査を経て、助成を決定するものとする。

(協議会の設置)

第16条 NPO等の活動及び協働の推進に関し必要な事項の審議等を行うため、区長の附属機関として、協議会を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

(1) NPO等の活動及び協働の推進に係る調査審議に関すること。

(2) 前条第2項に規定する審査に関すること。

3 協議会は、NPO等の活動及び協働の推進に関し、区長に意見を述べるることができる。

4 協議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(協議会の組織)

第17条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員10名以内をもって組織する。

(1) 区民

(2) NPO等活動関係者

(3) 学識経験者

(4) その他区長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会長)

第18条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第19条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和50年杉並区条例第31号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

これまでの「協働」に関連した区の実施について

平成 12 年 9 月	<p>「杉並区 21 世紀ビジョン」議決</p> <p>・「区民と行政が役割と責任を分かちあうパートナーシップ(協働)」をこれからのまちづくりの基本に据える</p>																									
平成 14 年 4 月	<p>「NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例」施行</p> <p>・協働推進の基本理念等を明らかに</p>																									
平成 14 年度	<p>「NPO 支援基金」設置</p> <p>・地域の問題解決に取り組む公益性を帯びた NPO 法人の活動を支援</p>																									
平成 14 年 10 月	<p>「すぎなみボランティア・NPO 活動推進センター」設立 (平成 18 年 4 月、「すぎなみ NPO 支援センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」に分離独立)</p> <p>・NPO やボランティアの活動の支援・促進</p>																									
平成 15 年 5 月	<p>「杉並区自治基本条例」施行</p> <p>・協働の意義、協働の原則を定める</p>																									
平成 16 年度	<p>「NPO 等からの協働事業提案制度」創設</p> <p>・18 年度までの 3 年間、協働事業をモデル的に実施</p> <p>(提案事業数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>提案数</th> <th>選定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 16 年度</td> <td>23</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年度</td> <td>34</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>18</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(選定事業)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>提案事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成 16 年度</td> <td>「迅速・安心・受けやすい・すぎなみ AIDS 即日検査 & 相談事業(通称:すぎなみ VCT プロジェクト)」</td> </tr> <tr> <td>「井草森公園運動場の天然芝生維持管理業務委託」</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成 17 年度</td> <td>「地域に広げよう!子どもたちと芸術家との出会いの場」</td> </tr> <tr> <td>「情報コミュニケーションツールとしての IT を活用した PTA 活動モデル事業」</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成 18 年度</td> <td>「小中学校への『総合的な学習』への授業協力～国際理解を深め、豊かな人間作りをめざす教育の推進～」</td> </tr> <tr> <td>「参加型エコスクールづくり(子どもたちと一緒に)」のコーディネート事業」</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「子どもの安全を守るための親子参加型学習の実施事業」</td> </tr> </tbody> </table>	年度	提案数	選定数	平成 16 年度	23	2	平成 17 年度	34	3	平成 18 年度	18	2	年度	提案事業名	平成 16 年度	「迅速・安心・受けやすい・すぎなみ AIDS 即日検査 & 相談事業(通称:すぎなみ VCT プロジェクト)」	「井草森公園運動場の天然芝生維持管理業務委託」	平成 17 年度	「地域に広げよう!子どもたちと芸術家との出会いの場」	「情報コミュニケーションツールとしての IT を活用した PTA 活動モデル事業」	平成 18 年度	「小中学校への『総合的な学習』への授業協力～国際理解を深め、豊かな人間作りをめざす教育の推進～」	「参加型エコスクールづくり(子どもたちと一緒に)」のコーディネート事業」		「子どもの安全を守るための親子参加型学習の実施事業」
年度	提案数	選定数																								
平成 16 年度	23	2																								
平成 17 年度	34	3																								
平成 18 年度	18	2																								
年度	提案事業名																									
平成 16 年度	「迅速・安心・受けやすい・すぎなみ AIDS 即日検査 & 相談事業(通称:すぎなみ VCT プロジェクト)」																									
	「井草森公園運動場の天然芝生維持管理業務委託」																									
平成 17 年度	「地域に広げよう!子どもたちと芸術家との出会いの場」																									
	「情報コミュニケーションツールとしての IT を活用した PTA 活動モデル事業」																									
平成 18 年度	「小中学校への『総合的な学習』への授業協力～国際理解を深め、豊かな人間作りをめざす教育の推進～」																									
	「参加型エコスクールづくり(子どもたちと一緒に)」のコーディネート事業」																									
	「子どもの安全を守るための親子参加型学習の実施事業」																									

平成 16 年 6 月	<p>「すぎなみ『協働ガイドライン』」策定</p> <p>・NPO 等と区とのよりよい協働をめざし、その実現に向けた基本方針や手順を明確化</p>																																			
平成 17 年度	<p>「すぎなみ地域活動ネット」稼働</p> <p>・インターネットによる地域活動情報を発信</p>																																			
平成 18 年 4 月	<p>「すぎなみ地域大学」開校</p> <p>・地域活動に必要な知識・技術を学び、仲間を助け、区民自らが地域社会に貢献する人材、協働の担い手として活躍するための仕組み</p>																																			
平成 19 年度	<p>「杉並行政サービス民間事業化提案制度」</p> <p>・「公共サービス」の担い手として NPO や企業などの多様な主体が成長してきたことから、区の全事務事業を公表し、民間事業者等からの提案を受ける</p> <p>(提案事業数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>提案数</th> <th>選定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>44</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>31</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>15</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>23</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(選定事業)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>提案事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">平成 18 年度</td> <td>「債権管理回収業務・現地調査業務」</td> </tr> <tr> <td>「地域ぐるみによる学校への地域支援総合推進事業」</td> </tr> <tr> <td>「公園便所、遊び場便所及び公衆便所の維持管理」</td> </tr> <tr> <td>「区政情報誌の発行(すぎなみ 暮らしのガイド～わたしの便利帳～)」</td> </tr> <tr> <td>「南荻窪図書館運営業務委託」</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">平成 19 年度</td> <td>「税・国保 電話等による自主納税呼びかけ業務」</td> </tr> <tr> <td>「電話案内による区民健康診査受診率向上施策」</td> </tr> <tr> <td>「千客万来アクティブ商店街事業、元気を出せ商店街事業」</td> </tr> <tr> <td>「団塊～高齢者のためのセカンド・キャリアプラザ」</td> </tr> <tr> <td>「自転車等に関する総合事業」</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成 20 年度</td> <td>「職員研修業務アウトソーシング」</td> </tr> <tr> <td>「債権管理回収業務・現地調査業務(福祉資金)」</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成 21 年度</td> <td>「大田黒公園利用活用プロジェクト」</td> </tr> <tr> <td>「電子地域通貨事業」 <テーマ型提案></td> </tr> </tbody> </table>	年度	提案数	選定数	平成 18 年度	44	5	平成 19 年度	31	5	平成 20 年度	15	2	平成 21 年度	23	2	年度	提案事業名	平成 18 年度	「債権管理回収業務・現地調査業務」	「地域ぐるみによる学校への地域支援総合推進事業」	「公園便所、遊び場便所及び公衆便所の維持管理」	「区政情報誌の発行(すぎなみ 暮らしのガイド～わたしの便利帳～)」	「南荻窪図書館運営業務委託」	平成 19 年度	「税・国保 電話等による自主納税呼びかけ業務」	「電話案内による区民健康診査受診率向上施策」	「千客万来アクティブ商店街事業、元気を出せ商店街事業」	「団塊～高齢者のためのセカンド・キャリアプラザ」	「自転車等に関する総合事業」	平成 20 年度	「職員研修業務アウトソーシング」	「債権管理回収業務・現地調査業務(福祉資金)」	平成 21 年度	「大田黒公園利用活用プロジェクト」	「電子地域通貨事業」 <テーマ型提案>
年度	提案数	選定数																																		
平成 18 年度	44	5																																		
平成 19 年度	31	5																																		
平成 20 年度	15	2																																		
平成 21 年度	23	2																																		
年度	提案事業名																																			
平成 18 年度	「債権管理回収業務・現地調査業務」																																			
	「地域ぐるみによる学校への地域支援総合推進事業」																																			
	「公園便所、遊び場便所及び公衆便所の維持管理」																																			
	「区政情報誌の発行(すぎなみ 暮らしのガイド～わたしの便利帳～)」																																			
	「南荻窪図書館運営業務委託」																																			
平成 19 年度	「税・国保 電話等による自主納税呼びかけ業務」																																			
	「電話案内による区民健康診査受診率向上施策」																																			
	「千客万来アクティブ商店街事業、元気を出せ商店街事業」																																			
	「団塊～高齢者のためのセカンド・キャリアプラザ」																																			
	「自転車等に関する総合事業」																																			
平成 20 年度	「職員研修業務アウトソーシング」																																			
	「債権管理回収業務・現地調査業務(福祉資金)」																																			
平成 21 年度	「大田黒公園利用活用プロジェクト」																																			
	「電子地域通貨事業」 <テーマ型提案>																																			



すぎなみ地域大学について

1 地域大学とは

地域活動に必要な知識・技術を学び、仲間を助け、区民自らが地域社会に貢献する人材、協働の担い手として活躍していただくための仕組みとして平成 18 年度に設立。

<基本理念>

区民の社会貢献意欲を喚起し、自らの可能性を広げる「学びの仕組み」をつくる

地域貢献活動を担うNPO等の人材づくりを支援し、「協働の担い手」を育てる

地域の課題解決に向け、区民が知恵と力を出し合い取り組む「協働社会の基盤」をつくる

2 実施状況

講座数・受講者数など

平成 24 年 3 月末現在

種別 \ 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	6 年間合計
講座数	12 講座	24 講座	31 講座	39 講座	35 講座	34 講座	175 講座
申込者数	880 人	961 人	1,321 人	1,855 人	1,167 人	1,169 人	7,353 人
受講者数	719 人	1,034 人	1,076 人	1,599 人	973 人	1,013 人	6,414 人
受講者数(修了基準有)	555 人	764 人	918 人	1,159 人	740 人	640 人	4,776 人
修了者数 1	511 人	703 人	842 人	1,074 人	712 人	600 人	4,442 人
修了者数 2			811 人	975 人	646 人	577 人	4,124 人
地域活動参加者数	371 人	497 人	651 人	763 人	555 人	531 人	3,368 人
地域活動参加率	73%	71%	80%	78%	86%	92%	82%
修了生による設立団体	2 団体	4 団体	3 団体	2 団体	2 団体	1 団体	14 団体

修了者数 1・・・修了基準を定めている講座の修了者数

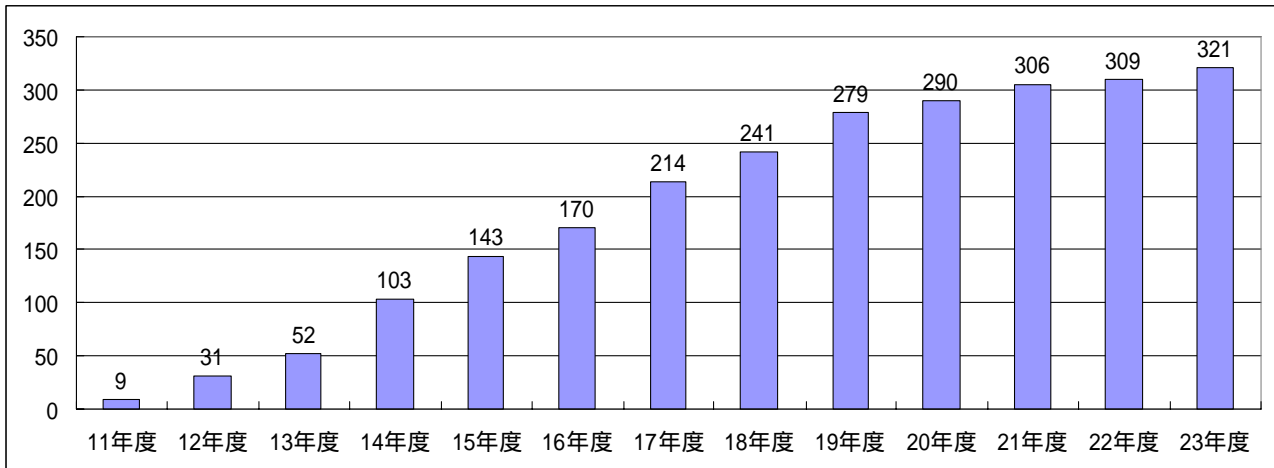
修了者数 2・・・修了基準を定めている講座のうち、地域活動参加を目的とした講座の修了者数

地域活動参加者・・・新規団体への参加者、行政事業等への登録者、既存団体への参加者等の合計

地域活動参加率・・・地域活動参加者 / 修了者数 2

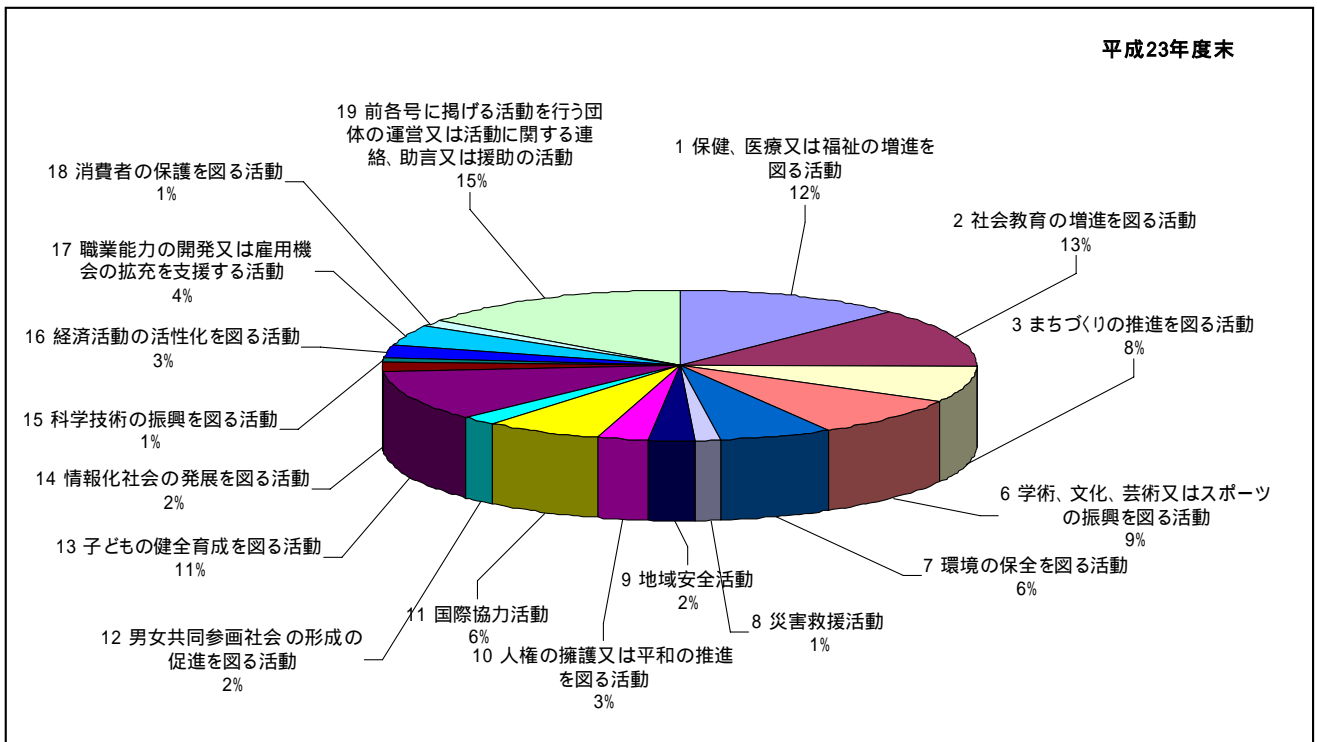
区内NPO法人認証団体数の推移

平成 23 年度末



区内NPO法人の活動分野 (団体の活動が複数分野にまたがるものも含む)

平成23年度末

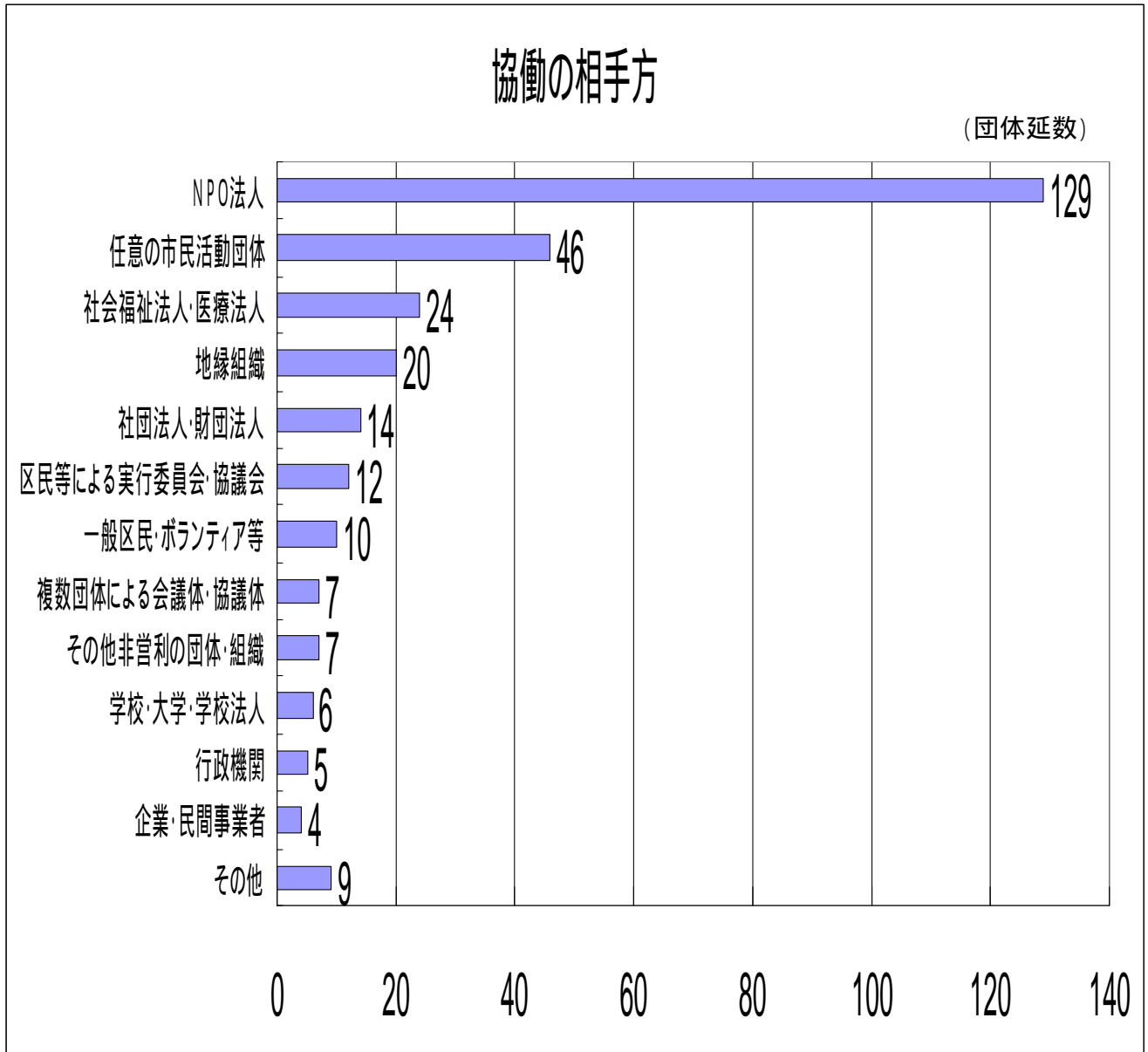


活動分野	数	活動分野	数
1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	175	11 国際協力活動	91
2 社会教育の増進を図る活動	180	12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	29
3 まちづくりの推進を図る活動	109	13 子どもの健全育成を図る活動	151
4 観光の振興を図る活動	0	14 情報化社会の発展を図る活動	31
5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	0	15 科学技術の振興を図る活動	10
6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	122	16 経済活動の活性化を図る活動	37
7 環境の保全を図る活動	84	17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	62
8 災害救援活動	21	18 消費者の保護を図る活動	19
9 地域安全活動	35	19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	212
10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	38	20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	0

特定非営利活動促進法(NPO法)の改正により、平成24年4月1日から4・5・20の活動が追加され20分野になりました。

平成 23 年度協働に関する実態調査（協働の相手方）

（24 年 2 月区役所主管課対象に実施）

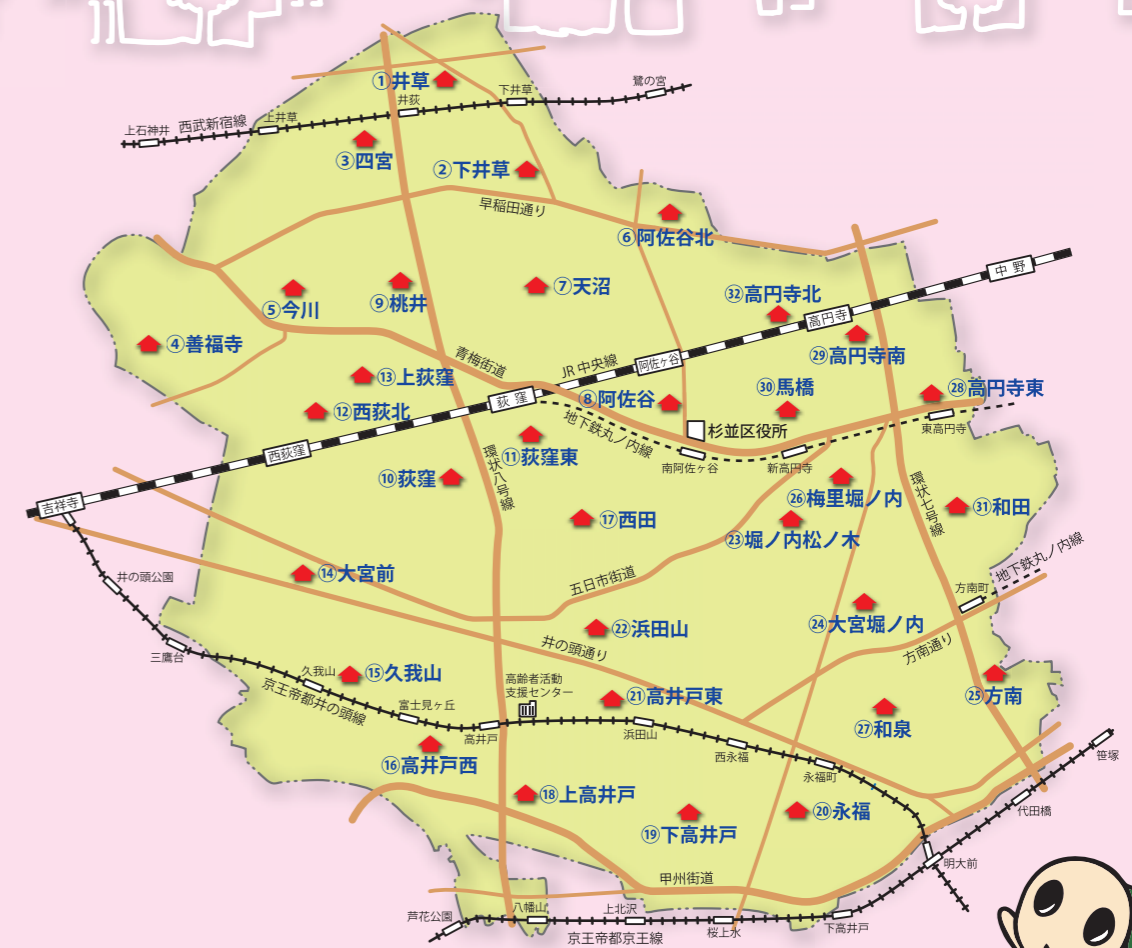


各課の事業ごとに協働の相手方(団体等)を集計（重複あり）

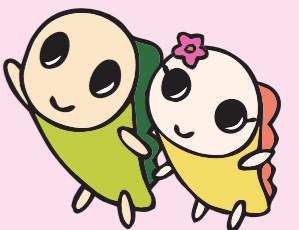
高齢者の「生涯現役」を応援します！

ゆうゆう館の ご案内

ゆうゆう館は、区内にお住まいの60歳以上の皆様に、憩い、いきがい学び、ふれあい交流、健康づくりの場として、ご利用いただく施設です。



区内に32カ所！お近くのゆうゆう館をご利用ください。



●利用手続き●

利用証が必要になります。初めてご利用になる方は、氏名・住所・年齢が確認できる健康保険証等をお持ちください。

●利用方法●

◆個人利用

和室または談話コーナーで【テレビ、囲碁・将棋、マッサージ機など】が自由に利用できます。また、お茶の用意もあります。お一人でもご利用になれます。

◆団体利用

趣味やいきがいづくりなどの活動に、洋室、和室、茶室、講座室、多目的室、ホールなどを利用できます。また、区内の高齢者を支援する活動を行うグループも同様です。【洋室は全館にあります。その他の施設については、館ごとで異なります。】

※利用には、団体登録が必要です。60歳以上の区民5人以上で構成された団体が登録できます。登録の仕方や利用方法などについては、利用を希望する館にお問い合わせください。

◆目的外使用

高齢者団体等が優先予約した洋室などの空枠を一般団体にも開放しています。(使用日の1ヶ月前から予約できます。)ただし、政治活動・宗教活動・営利活動の目的ではご利用できません。

●利用料金●

◆個人利用及び団体利用 一部を除き、無料

◆目的外使用 原則、有料(料金は各館にお問い合わせください。)

●こんな事業をしています●

◆三療サービス

はり、マッサージのいずれかを、1回700円で利用できます。実施日や予約方法については、各館にお問い合わせください。

◆介護予防事業

介護を受けることなくいつまでも自分らしく過ごせるよう、「転倒予防教室」をはじめ、各種講座を開催しています。また、高齢者の介護予防を目的とした自主的な団体活動を支援しています。

(実施館や参加方法、内容などの詳細は、区役所高齢者施策課へお問い合わせください。)

●ゆうゆう館ではこんな団体が活動しています●

踊り・民謡・手芸・書道・輪投げ・コーラス・フラダンス・カラオケ・体操・健康マージャン等、様々な内容で自主グループによる団体活動が行われています。詳細は、各ゆうゆう館にお問い合わせください。

ゆうゆう館名	所在地	電話番号	併設施設名	最寄りの駅・バス停	館の運営団体	運営団体が主催する主な講座
①井草	井草2-15-15	3390-9672	井草児童館・井草保育園	八成小学校	NPO法人 ウィッシュ・プロジェクト	声楽、美容、麻雀、囲碁、将棋、ヨガ、吹矢、ニツカフェ、いこカフェ、すぎなみ居場所他
②下井草	下井草3-13-9	3396-8882	下井草児童館・下井草保育園	下井草二丁目	NPO法人 さらプロジェクト	パソコン、ハウスマンテ、合唱、筋トレ、ヨガ、リトミック、雑学講座他
③四宮	上井草2-28-3	3396-7692	四宮保育園	井草中学校	NPO法人 さらプロジェクト	絵手紙、パソコン、ハウスマンテ、合唱、麻雀、卓球、ヨガ、傾聴、雑学講座他
④善福寺	善福寺2-26-18	3394-8963	善福寺保育園	女子大裏	NPO法人 おでかけサービス杉並	能仕舞、大学生とのコラボ、地歴研究、足裏リフレ、ストレッチ体操他
※⑤今川	今川4-12-10	5303-1501	今川図書館	井草八幡宮	NPO法人 NPO支援機構すぎなみ	折り紙、らくらく筋トレ、健康太極拳、絵手紙、体操、料理、手仕事、雑学他
⑥阿佐谷北	阿佐谷北6-26-13	3338-0436	阿佐谷北保育園	白鷺一丁目	NPO法人 わくわくネット	パソコン、英会話、ウクレレ、そば打ち、ジャム作り、体操、ウォーキング
⑦天沼	天沼2-42-9	3391-8540	天沼保育園	日大二高前	NPO法人 障害者就労支援センターどんまい福祉工房	ミニ盆栽、苔玉、オカリナ、卓球、バードウォッチング、パソコン他
⑧阿佐谷	阿佐谷南3-2-19	3391-8345	産業商工会館	南阿佐ヶ谷駅	NPO法人 介護者サポートネットワークセンター・アラジン	日本の名歌、英会話、リズム&ストレッチ、茶話会、歌謡教室他
⑨桃井	桃井1-35-2	3399-5025	グループ保育室	仲通	NPO法人 おでかけサービス杉並	料理教室、体操、ダーツ、麻雀、囲碁、絵手紙、フラダンス、ゴルフ他
⑩荻窪	南荻窪2-25-17	3335-1716	荻窪保育園	南荻窪一丁目	NPO法人 生きがいの会	合唱、麻雀、パソコン、英語、はがき絵、三味線、太極拳、ストレッチ他
⑪荻窪東	荻窪4-23-12	3398-8738	荻窪東保育園	荻窪駅	NPO法人 シニア総合研究協会	米語、ニュース英語、名作を原語で読む(仏/独)、茶道、日本舞踊、落語、絵画、シャンソン他
⑫西荻北	西荻北2-27-18	3396-8871	西荻北保育園	西荻窪駅	NPO法人 杉並カレッジライフ	楽習塾、体育、茶会、俳句、謡曲、吹矢、麻雀、ブリッジ、ウクレレ、水墨
⑬上荻窪	上荻3-16-6	3395-1667	区民事務所上荻窪会議室・ケア24上荻	荻窪警察署	NPO法人 たすけあいワーカーズ・さざんか	健康体操、卓球、ヨガ、麻雀、スケッチ、コーラス、ボランティア他
⑭大宮前	宮前5-19-8	3334-9640	大宮前保育園	宮前五丁目	NPO法人 CBすぎなみプラス	健康体操、珈琲専科、知恵袋(相続、資産活用他)、書道、歌声ライブ 囲碁
⑮久我山	久我山5-8-8	3332-2011	久我山保育園	久我山駅	NPO法人 プロップK	ダーツ、コーラス、体操、歌、美容、バレエストレッチ、リトミック、生活講座他
⑯高井戸西	高井戸西1-17-5	3332-1076	高井戸西児童館	富士見ヶ丘駅	NPO法人 竹箒の会	名画サロン、名曲サロン、キルト、俳句、パソコン、料理、みんなで唄おう、卓球他
⑰西田	荻窪1-57-4	3391-8747	西田保育園	シャレード荻窪(団地)	NPO法人 生きがいの会	川柳、合唱、パソコン、英語、フラダンス、卓球、太極拳、囲碁、麻雀他
⑱上高井戸	高井戸東2-6-17	3306-0441		高井戸東二丁目	NPO法人 プロップK	ダーツ、囲碁、書道、ヨガ、エクササイズ、生活講座、ボランティア他
⑲下高井戸	下高井戸3-31-11	3302-2161	下高井戸保育園	西永福駅	公益社団法人 杉並区シルバー人材センター	ピアノ、パソコン、絵手紙、手芸、ペン画、太極拳、エアロビクス他
⑳永福	永福2-4-9	3321-6632		永福町駅	NPO法人 新しいホームをつくる会	囲碁、絵手紙、料理教室、体操、手芸、庭木手入れ、福祉のノウハウ
㉑高井戸東	高井戸東3-14-9	3304-9573	高井戸東保育園	浜田山駅	NPO法人 さらプロジェクト	パソコン、ハウスマンテ、麻雀、ぬり絵、ヨガ、傾聴、雑学講座他
㉒浜田山	浜田山4-18-31	3315-7815	浜田山保育園	浜田山	公益社団法人 杉並区シルバー人材センター	書道、川柳、ヨガ、朗読、英会話、囲碁、太極拳、フラダンス他
㉓堀ノ内松ノ木	松ノ木2-38-6	3315-7760		成田東・松ノ木二丁目	NPO法人 新しいホームをつくる会	つるし雛、水切り絵、ウォーキング、わくわく名画座、ふれあいサロンラジボール、おいたく講座(第2弾)
㉔大宮堀ノ内	堀ノ内1-27-9	3317-9156	こすもす生活園	大宮八幡入口	NPO法人 きぼう	英語読書会、茶道、エアロビクス、音楽療法、毛糸手編み等手芸、生花
㉕方南	方南1-51-7	3324-1171	方南児童館	釜寺	NPO法人 ひまわりの会	健康体操、書道、墨絵、大正琴、音楽療法、囲碁、ミニコンサート他
㉖梅里堀ノ内	堀ノ内3-37-4	3313-4319		大法寺前	NPO法人 すぎなみ学びの楽園	吹矢、骨盤体操、和工芸、パソコン、奥の細道、俳画、みんなで歌を他
㉗和泉	和泉4-16-22	3323-5663	和泉保育園	大宮台	公益社団法人 杉並区シルバー人材センター	陶芸、水墨画、折り紙、吟詠、ピアノ、吹矢、絵手紙、ピース他
㉘高円寺東	高円寺南1-7-22	3315-1816	高円寺東児童館	東高円寺駅	NPO法人 杉並介護者応援団	健康舞踊体操、茶道、歌舞伎講座、土曜昼食会、男性介護者の会
㉙高円寺南	高円寺南4-44-11	5378-8179	高円寺南保育園	高円寺駅	NPO法人 竹箒の会	文章、歌サロン、パソコン、携帯・スマホ、英語、スケッチ、ハワイアンフラ他
㉚馬橋	高円寺南3-16-14	3315-1249	馬橋保育園	新高円寺駅	NPO法人 介護者サポートネットワークセンター・アラジン	パソコン、英会話、朝食会、ヨガ、クラシックカメラ、社交ダンス、歌謡教室他
㉛和田	和田1-41-10	3384-3751	区民事務所和田会議室・さざんか和田教室	堀ノ内	NPO法人 ゆるゆるma~ma	薬膳教室、オペラ教室、歌小屋、筋力アップエクササイズ他
㉜高円寺北	高円寺北3-20-8	3337-2266	高円寺北ふれあいの家	高円寺駅	社会福祉法人 奉優会	写経、音読、書取サロン、合唱クラブ、英語音読、音楽体操、卓球

※ゆうゆう今川館は、今川図書館と併設のため休館日が他のゆうゆう館と異なります。

施設案内

【開館時間】

午前9時～午後9時
日曜・祝日は午後5時

【休館日】

毎月第3日曜日、
年末年始(12月28日～1月4日)
ただし、※印のゆうゆう今川館は、毎月第1日曜日、第3木曜日、
年末年始(12月31日～1月4日)、今川図書館特別整理期間(11月6日～9日)

ゆうゆう館協働事業 ご案内

ゆうゆう館では、「いきがいがい学び」「ふれあい交流」「健康づくり」などに関する講座・催し(左表「ゆうゆう館協働事業」参照)を実施しています。

各ゆうゆう館の施設運営業務を担う、NPO法人などの地域の公益団体が運営する事業ですので、低価格で安心してご参加いただけます。

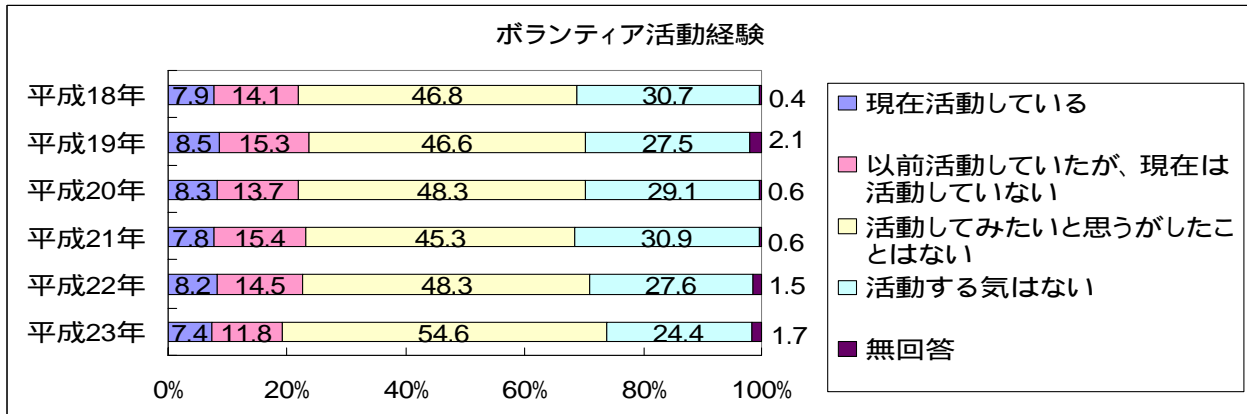
「何かはじめてみたいが、どうすれば…」などとお考えの方は、どうぞゆうゆう館へ!

問合せ・申込み

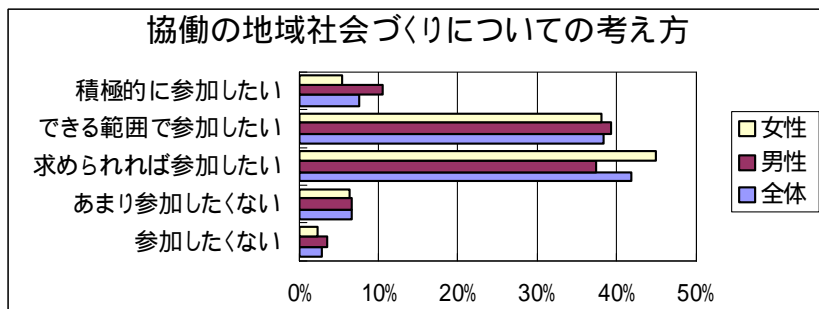
直接各ゆうゆう館へお問い合わせください。

協働等に関する区民の意識等について

ボランティア活動経験(各年度における「区民意向調査」より)

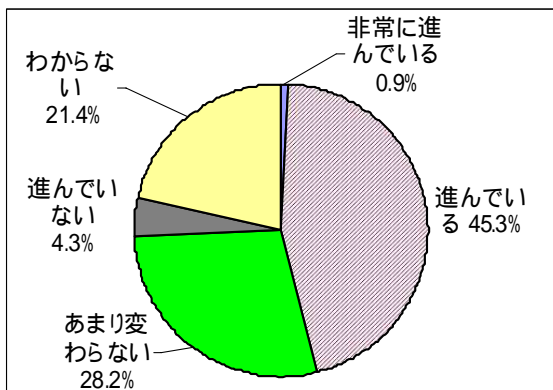


新たな基本構想づくりに向けた区民アンケート(平成22年11月実施)における「協働の地域社会づくりについて」より



平成18年度第4回杉並区区政モニターアンケート集計結果(抜粋)

- (1)区民と行政との協働によるまちづくりは、どの程度進んでいると感じていますか。
- (2)地域の中で特に協働が進んでいると思われる分野について(分野は2つ以内で選択)



まちづくり	22.2%
防災・地域安全	31.5%
みどり・環境	29.6%
保健・医療	14.8%
高齢者福祉	1.9%
障害者福祉	0.0%
子育て支援	33.3%
学校教育	13.0%
生涯教育・文化・スポーツ	22.2%

- (3)地域の中で協働が特に立ち遅れていると思われる分野について(分野は2つ以内で選択)

まちづくり	15.8%
防災・地域安全	36.8%
みどり・環境	13.2%
保健・医療	13.2%
高齢者福祉	34.2%
障害者福祉	13.2%
子育て支援	15.8%
学校教育	21.1%
生涯教育・文化・スポーツ	18.4%

- (4)住民参加・協働を推進する上での問題点・課題と思われるもの(いくつでも選択可)

参加者が少ない(限定的である)	51.3%
住民参加・協働のための制度が不十分	31.6%
行政側からの情報提供・PRが不足	55.6%
行政と参加者・協働相手とのコミュニケーションが不足	47.9%
行政側の知識や技量が不十分	12.8%
NPOやボランティアの活動維持・継続のための知識や情報、人材が不足	21.4%
NPOやボランティアの活動維持・継続のための活動資金の確保が難しい	12.0%
参加していない住民の関心や協力を得ることが難しい	53.0%
住民参加・協働の評価が難しい	23.1%
その他	7.7%

NPO支援基金への寄附及び活動資金助成の状況 (平成24年4月20日時点)

年度	NPO支援基金への寄附状況		NPO活動資金助成の状況				一般財源繰入額	基金利子	年度末基金残高
			活動資金の申請状況		申請に対する助成状況				
	件数	寄附金額	件数	申請金額	件数	助成金額			
14年度	14件	3,799,492円	2団体	600,000円	2団体	600,000円	1,000,000円	1,817円	4,201,309円
15年度	18件	2,228,204円	18団体	7,353,625円	13団体	2,989,000円		4,618円	3,445,131円
16年度	15件	1,409,604円	18団体	4,324,790円	11団体	1,836,816円		7,591円	3,025,510円
17年度	15件	2,568,839円	23団体	5,972,750円	10団体	1,445,000円	15,000,000円	7,608円	19,156,957円
18年度	26件	3,611,221円	24団体	6,724,000円	17団体	3,000,000円		84,034円	19,852,212円
19年度	29件	2,294,775円	31団体	7,352,039円	31団体	3,599,000円		126,989円	18,674,976円
20年度	28件	1,943,952円	40団体	9,080,500円	19団体	2,700,000円		160,556円	18,079,484円
21年度	29件	1,876,281円	27団体	6,702,000円	16団体	2,990,000円		160,097円	17,125,862円
22年度	13件	1,275,522円	26団体	6,614,060円	15団体	2,492,600円		143,742円	16,052,526円
23年度	18件	1,768,932円	18団体	4,292,000円	14団体	2,420,000円		133,886円	15,535,344円
24年度			11団体	2,471,600円					
計	205件	22,776,822円	238団体	61,487,364円	148団体	24,072,416円	16,000,000円	830,938円	-

: 平成16年度の助成金額は、当初助成金額(1,918,000円)から精算により平成17年度に返還された額(81,184円)を控除した額である。